



® 平成 29 年 8 月 23 日 (水)

No. 14513 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆ケーブルマーカラベル事件…………… (1)

ケーブルマーカラベル事件

(東京地裁H29.5.31 (H28 (ワ) 7763))

溝田・関法律事務所

弁護士・弁理士 溝田 宗司

第1 はじめに

特許権侵害訴訟を提起するか否かという局面で必要となるのが勝てるかどうかという見立てである。この見立てのために、訴訟の提起前に特許権者がやるべきこととしては、被疑侵害者製品の情報を収集すること及び当該製品が特許発明の各構成要件を充足するかを検討することがメインになる。もちろん、有効性についても予め調査をすることが重要にはな

るが、まずは充足論の検討ということになる。

本稿では、特許第5377629号に関する東京地裁H29.5.31 (H28 (ワ) 7763) を取り上げる。特に目新しい論点があるわけではないが、特許権の技術的範囲に属するか否かという点について、割と典型的な判断がなされた事例であり、訴訟前に特許権者がどのようなポイントに注意を払っておけばよいのか参考になる事例でもあるので、ここに紹介する。

SANKYO

PATENT
ATTORNEYS
OFFICE

三協国際特許事務所

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル2階
TEL: 06-6233-1456 (代表) FAX: 06-6233-1471 (代表)
E-mail: sokei@sankyo-pat.gr.jp
URL: <http://www.sankyo-pat.gr.jp>

会長 小 谷 悦 司 (機械・意匠・商標・不正競争)
弁理士 川 村 幹 夫 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 瀬 松 敏 洋 (機械)
弁理士 平 田 晴 鉄 (電気・電子)
弁理士 並 川 鉄 也 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 佐 藤 千 興 (機械)
弁理士 林 高 弘 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 渡 邊 平 介 (電気・電子)
弁理士 貴 成 信 介 (電気・電子)
弁理士 福 田 秀 勉 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 上 土 知 明 (機械)
弁理士 吉 永 幸 雄 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 永 元 貴 貴 (機械・電気・機械)

所長 小 谷 昌 崇 (機械)
弁理士 大 月 伸 介 (電気・電子)
弁理士 櫻 井 幸 浩 (電気・電子)
弁理士 玉 西 幸 治 (機械)
弁理士 脇 谷 祐 子 (電気・電子)
弁理士 脇 谷 祐 子 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 大 福 正 成 (電気・電子)
弁理士 宇 山 佐 敦 (化学・材料)
弁理士 山 治 正 志 (化学・材料)
弁理士 西 村 康 平 (電気・電子)
弁理士 西 村 康 直 (機械・化学・材料)

事案は、次のとおりである。なお、本件では、2つの発明について侵害か否かが争われたが、本稿では、その内1つの発明（【請求項1】にかかる発明。判決文中は「本件発明1」と特定されている発明）についてのみ取り上げることとする。

第2 事案の概要

【請求項1】（下線部太字は筆者注）

第1接着領域を有する透明フィルムを備える、ケーブルの識別するためのセルフラミネート回転ケーブルマーカーラベルであって、

前記透明フィルムは、前記第1接着領域に隣接する非接着性領域を有し、

前記透明フィルムは、前記非接着性領域に隣接する第2接着領域を有し、前記透明フィルムの前記第2接着領域は、前記透明フィルムがケーブルの周囲に巻き付けられる際に、前記非接着性領域の上に少なくとも部分的に位置するように構成され、

前記透明フィルムは、前記透明フィルムの一の方の面上にプリント用領域を有し、ミシン目は前記透明

フィルムを横断して延在し、前記ミシン目により前記透明フィルムの分断線が形成されることを特徴とするセルフラミネート回転ケーブルマーカーラベル。

【被告製品】

被告製品は、PCなどに用いられるケーブルに巻きつけて使用するケーブルラベルである。

ケーブルに巻きつけて使用するケーブルラベルといっても、色々あり、被告製品はラベルが回転してどこからでも見易いようにするタイプのものである。ラベルの一部が非接着領域を有しており、ケーブルと接着せず、ラベルが回転するようになっている。

上図のとおり、ラベル本体とフチ外周を一緒にケーブルに巻きつけ、フチ外周を切り離すことにより、ラベル本体だけが残りケーブルと接着しないように回転するという仕組みである。

原告は、この被告製品が請求項1に係る発明の構成要件を充足すると主張した。

以下の図が参考になる。

ちなみに、原告の製品（おそらく本件特許に対応す

(判決文より引用)

360°ラベルの巻き付け方法

